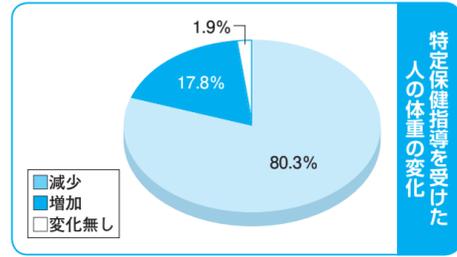
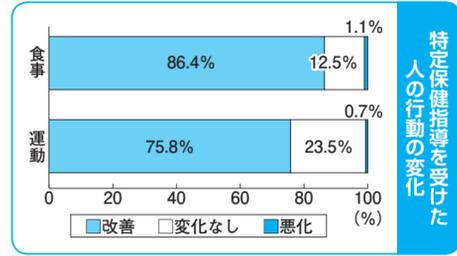
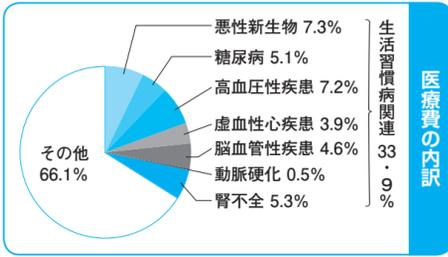


特集 国民健康保険

国民健康保険制度は、誰でも、いつでも医療保険の適用が受けられる社会を守るための大切な仕組みです。健康な暮らしを望み、健やかな生活の達成と維持のために、一人一人が優しさをもちて助け合うことが大切です。誰もが安心して生活でき、公平に支え合える仕組みの国民健康保険を紹介します。



検査項目	内容
計測・診察	身体計測(身長、体重、腹囲)、血圧測定、心電図、医師の診察
血液検査	血中脂質(中性脂肪、善玉コレステロール、悪玉コレステロール) 肝機能(GOT、GPT、γ-GTP) 血糖(ヘモグロビンA1c) 尿酸、貧血、腎機能(クレアチニン)
尿検査	尿糖、尿たんぱく、尿潜血



健診を必ず受けよう!
医療費の約3割は生活習慣病が占めています。生活習慣病は生活の見直しをすることで予防が可能な病気です。国民健康保険に加入している40歳以上の人は、特定健診を受けることができ、対象者には、5月頃に受診券や健診のしおりをお届けします。通常1万円相当の検査が、

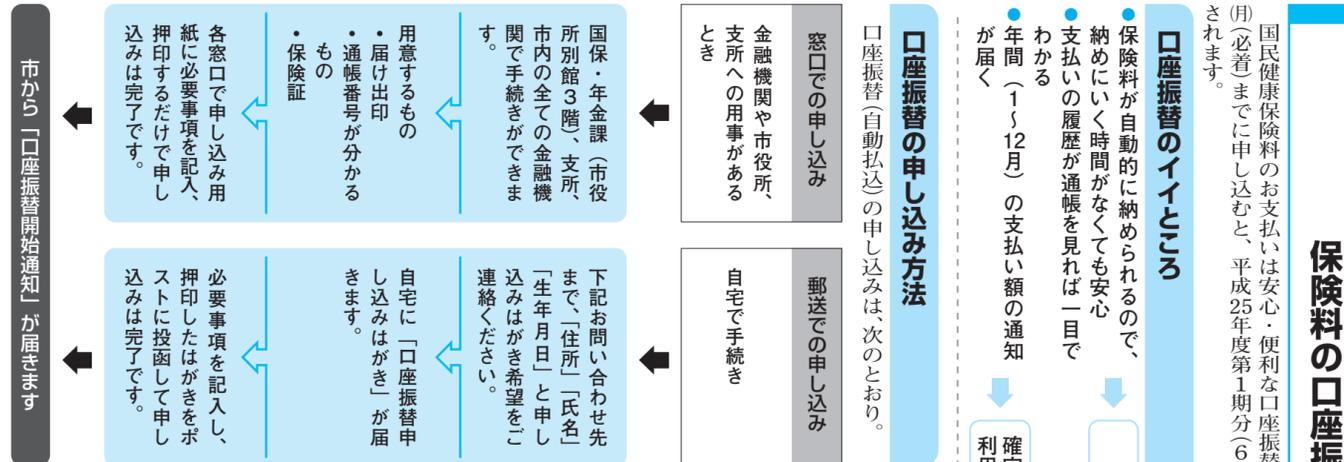
医療費の内訳
生活習慣病関連 33・9%
自己負担1000円医療機関1500円を受けられます。健診を受けると健診結果の状態に応じて、保健師や管理栄養士ら専門スタッフの支援が無料で受けられます。生活習慣の見直しの目標を立て、必要に応じて情報提供やサポートを受けることができます。特定保健指導を受けた人の8割の人が、生活習慣の改善ができています。

特定健診・特定保健指導

国保制度で受けられる給付
保険証(70歳以上の人は高齢受給者証も併せて)の提示により、どの医療機関でも給付は自動的に行われます。窓口で自己負担額を支払うことで、残りの医療費は国保から支給されます。国保では、次のような給付を行っています。

医療費が高くなった	子どもが生まれたら	死亡したら	医療費など全額支払ったら	交通事故などに遭ったら	海外で医療機関にかかったら
月の初めから月末までの1ヵ月間に、医療機関(入院・外来・医科・歯科ごと)や調剤薬局に支払った額が一定の自己負担限度額を超えた場合は、超えた額が市への申請により払い戻されます。また医療費が高額になると予想される場合は、あらかじめ市へ申請して、限度額適用認定証などの交付を受けることで、医療機関や調剤薬局への支払いを自己負担限度額までとすることができます。	加入者が出産する場合、医療機関へ手続きをすると出産育児一時金が市から医療機関へ支払われます。なお差額がある場合は、市への申請が必要です。	加入者が死亡した場合、市への申請により葬儀執行人に対し葬祭費が支給されます。	保険証を提示できず医療費の全額を支払った場合や、医師が認めたコルセットなど器具代の全額を支払った場合は、市への申請により、審査決定した額から本来の自己負担額を引いた額が払い戻されます。	交通事故や傷害事件など、第三者(加害者)の行為によりけがをした場合は、市への届け出により、国保を利用して医療機関で治療を受けることができます。	海外で医療機関にかかった場合、市への申請により、日本国内における保険適用治療を基準に審査決定した額から本来の自己負担額を引いた額が払い戻されます。受診した医療機関が記載した診療内容の明細書や領収書および和訳などが必要です。治療目的、美容整形などは対象外です。

◀70歳以上の人はご確認ください▶
70歳以上の人(現役並み所得の人を除く)の自己負担割合は、平成25年4月から1年間現行の「1割」に据え置かれることになりました。対象者には、自己負担割合の記載を変更した高齢受給者証を3月中旬にお届けしますので、ご確認ください。
※対象者の新しい高齢受給者証には2割(平成25年7月31日までは1割)と記載。現役並み所得(負担割合が「3割」と記載)の人は、現在の証を7月31日まで使用。8月1日からの証は、平成24年中の所得を基に再判定の上、7月下旬に発送予定。



口座振替申し込み記入例

住所：松山市二番町7-2
フリガナ：マツヤマ タロウ
氏名：松山 太郎
TEL：089(948)1234

口座名義人のフリガナは必ず記入してください。

金融機関名(ゆうちょ銀行以外)と、本店・支店名を忘れずに記入してください。

記入するのは、金融機関名(ゆうちょ銀行以外)かゆうちょ銀行のどちらか一方だけしてください。

口座番号(右詰め)
1234567

連絡先(右詰め)
089(948)1234

- 取り扱い金融機関**
- 銀行：伊予・愛媛・みずほ・広島・山口・阿波・百十四・四国・三井住友信託・徳島・香川・高知・ゆうちょ
 - 金庫：愛媛信用・商工組合中央(松山支店限定)・四国労働
 - 農協：松山市農協・えひめ中央農協
 - 漁協：愛媛県信用漁業協同組合連合会

国民健康保険のお問い合わせは、資格担当☎948-6363、保険料の支払い・相談=収納担当☎948-6368、口座振替の申し込み=総務担当☎948-6376、所得の申告や保険料の計算=賦課担当☎948-6365、保険給付=給付担当☎948-6361・☎共通934-2631▶特定健康診査=健康づくり推進課☎911-1819・☎925-0230

保険料の口座振替

国民健康保険料のお支払いは安心・便利な口座振替をお勧めしています。5月20日(用)必着までに申し込むと、平成25年度第1期分(6月)から保険料の口座振替が開始されます。

平成24年中に所得が無かった人も申告を
保険料は前年中の所得に基づいて計算します。平成24年中に所得がなく、税の申告の必要がない人も「国民健康保険料所得申告書」を提出してください。

申告が必要な人
・世帯主(国民健康保険に加入していない世帯主も含む)
・国民健康保険加入者
・後期高齢者医療保険加入者(同世帯に国民健康保険加入者がいる場合)
※税務署や市区町村で申告済み、勤務先で年末調整済みの人は除く

うっかり納め忘れ防止
確定申告のときに金額の確認に利用できます

保険証をお持ちですか?
日本に住んでいる全ての人(公的な医療保険に加入し、誰もが保険証を持って、医療機関で診療を受けることができるように法律で定められています)が、会社を退職し、会社の資格がなくなれば、国保に加入することになります。国保に加入した後は、保険証の交付が必要で、また他の保険に加入した場合は国保をやめる届出が必要で、届出が遅れると保険料を二重に支払ったり、医療費の返還を求められることがあります。必ず手続きをお願いします。国保への加入については、健康保険などの資格を喪失した日が取得日となり、最大2年間までさかのぼります。

こんなときは	必要なもの
ほかの健康保険(健保)をやめた	印鑑、健保の喪失証明書
他市区町村から転入してきた	印鑑(転入届け出後)
生活保護を受けなくなった	印鑑、生活保護廃止決定通知書
子どもが生まれた	印鑑、保険証、母子手帳(出生届け出後)
ほかの健康保険に加入した	国保と健保の保険証
他市区町村へ転出する	保険証(転出届け出後)
生活保護を受けることになった	保険証、生活保護開始決定通知書
死亡した	印鑑、保険証(死亡届け出後)
退職者医療制度に該当した	印鑑、年金証書、保険証
住所、世帯主、氏名などが変わった	印鑑、保険証(住民異動届け出後)
世帯を分けたり、合併したりした	印鑑、保険証(住民異動届け出後)
保険証をなくしたり、汚れて使えなくなった	印鑑、使えなくなった保険証、運転免許証・パスポート・顔写真付き住基カードなど本人確認ができるもの
旅行などで個別の保険証が欲しい	印鑑、保険証
修学のため、他市区町村へ住民票を異動する	印鑑、保険証、在学証明書(転出届け出後)
他市区町村にある介護保険施設や特定施設(有料老人ホームなど)、児童福祉施設、障害者自立支援施設などの施設に入所するため、その施設に住民票を異動する	印鑑、保険証、施設の入所証明書(転出届け出後)
長期間入院するため、他市区町村にある医療機関に住民票を異動する	印鑑、保険証、入院証明書(転出届け出後)

